

# 「平成29年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成30年1月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

## 1. 調査目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成23年度より実施しています。

(1) 調査対象：県有施設 90 施設

(2) 回答数：県有施設 90 施設

(3) 調査期日：平成29年11月

## 2. 結果概要

受動喫煙防止対策の状況については、すべての県有施設で「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」又は「完全分煙」となっており、平成26年度から県の目標値である100%を達成しております。

また、更なる禁煙対策をこれ以上進めることができない理由としては、「来所者の協力が得られない」の回答が最も多くあがっていました。

公用車については、所有している施設の9割以上が、すべての公用車を禁煙としています。

各施設では、受動喫煙防止を進めるための協議がされており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待されます。

### 3. 調査結果

(※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。)

問1 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○県有施設においては、全ての施設で禁煙・完全分煙に取り組んでいます。

※「禁煙・完全分煙」とは、①敷地内禁煙、②施設内禁煙、③喫煙室（換気扇等があり、煙が施設内に漏れない）設置  
 ④喫煙コーナー（開放型・空気清浄機あり）設置  
 ⑤喫煙コーナー（開放型）設置  
 ⑥どこでも喫煙可能（禁煙時間を設定されているものも含む）

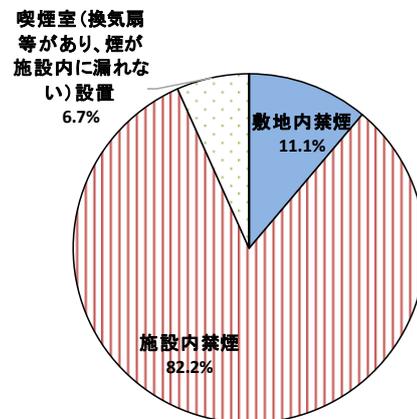
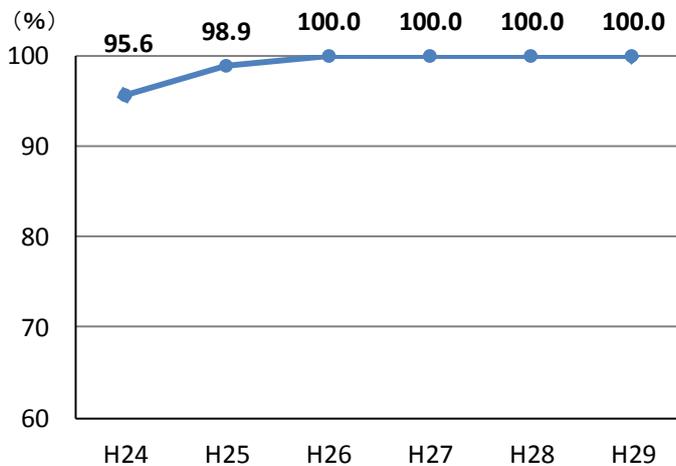
	県有施設数	割合(%)
1 敷地内禁煙	10	11.1
2 施設内禁煙	74	82.2
3 喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	6	6.7
4 喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	0	0.0
5 喫煙コーナー(開放型)設置	0	0.0
6 どこでも喫煙可能(禁煙時間を設定されているものも含む)	0	0.0
合計	90	100.0

90 施設  
(100%)

<敷地内禁煙施設名：10箇所>

- 自動車税事務所
- こども総合療育センター
- 大阪事務所
- 氷川ダム管理所
- 山鹿保健所
- 人吉保健所
- 天草保健所
- 熊本県富岡ビジターセンター
- 熊本県阿蘇みんなの森
- 熊本県立菊池少年自然の家

《禁煙・完全分煙の状況》



問2 問1で、2～5と回答された施設にお尋ねします。(対象80施設)  
建物内もしくは建物外の喫煙所は何か所ですか。

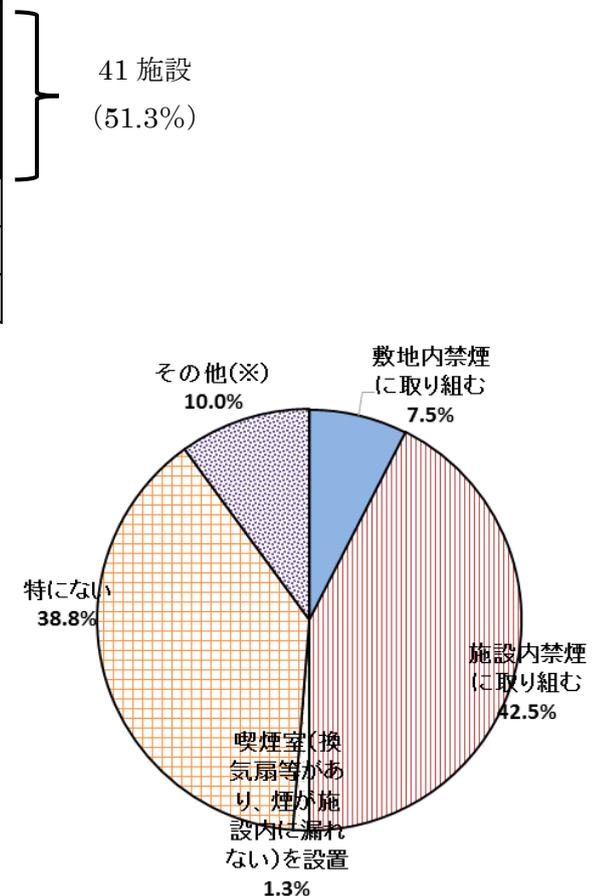
	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所以上	施設総数
1 建物内	3	1	0	0	3	7
2 建物外	43	15	10	4	5	77

※5か所以上の施設で最も多かった施設の喫煙所は、建物内で11か所、建物外で14か所設置しています。

問3 問1で、2～6と回答された施設にお尋ねします。(対象80施設)  
今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○約半数の施設が、今後、禁煙・完全分煙に取り組むとしています。

	県有施設数	割合(%)
1 敷地内禁煙に取り組む	6	7.5
2 施設内禁煙に取り組む	34	42.5
3 喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)を設置	1	1.3
4 特にない	31	38.8
5 その他(※)	8	10.0
合計	80	100.0



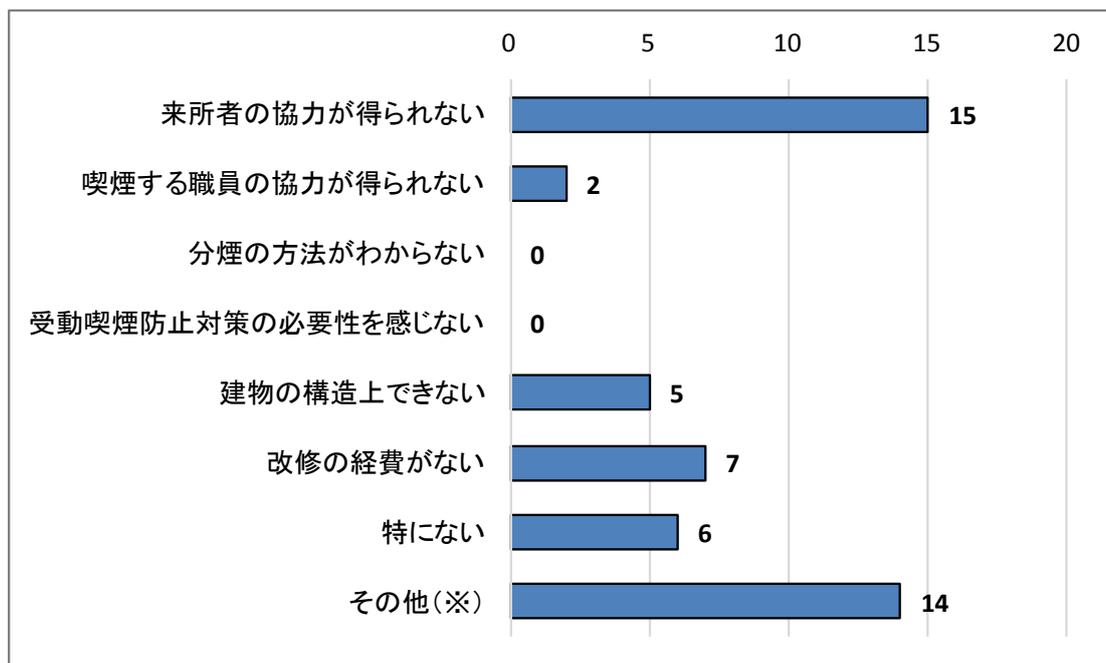
※その他の主な回答

- 既に分煙を実施している。
- 平成28年4月の震災による建物被害のため、従来の喫煙所に立入できなくなり、一時的に玄関前(屋外)に喫煙コーナーを設置している。
- 庁舎復旧工事に伴い現在検討中。
- 国の動向等(受動喫煙防止強化の法改正)を見ながら今後検討する。

問4 問3で、4又は5を選択した場合にお答えください。(対象 39 施設)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。  
(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由で最も多かったのは、「来所者の協力が得られない」でした。



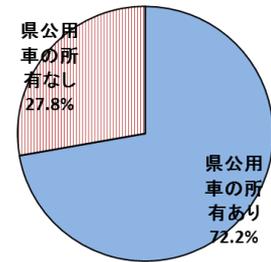
※その他の主な回答

- 隣接する他の（県以外の）施設と同一敷地内にあり、不特定多数の来館があることから、他の施設との調整が必要。
- 建物の一部フロアを賃貸借しており、当所では今以上の対策は講じられない。
- 受動喫煙の影響がないと思われるところに喫煙場所を設置している。
- 施設の構造上、玄関前以外に喫煙コーナーを設けることができない。また来所者の利便上、敷地内禁煙とすることも難しい。被災箇所の復旧工事を現在行っており、完了後に喫煙コーナーの供用を再開したい。
- 施設利用者のため必要。
- ドアで仕切られ庁舎内に流入することはない。
- 具体的検討までいたっていない。
- 国の動向等（受動喫煙防止強化の法改正）を見ながら今後検討する。

問5 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○7割以上の施設が県公用車を所有しています。

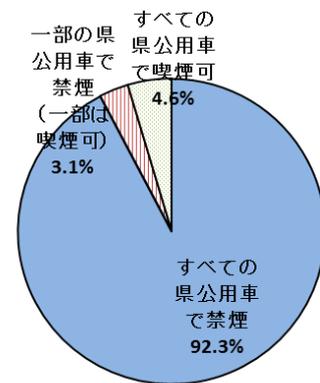
	県有施設数	割合(%)
1 県公用車の所有あり	65	72.2
2 県公用車の所有なし	25	27.8
合計	90	100.0



問6 貴施設が所有する公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。(対象65施設)

○9割以上の施設が、すべての県公用車を禁煙としています。

	県有施設数	割合(%)
1 すべての県公用車で禁煙	60	92.3
2 一部の県公用車で禁煙 (一部は喫煙可)	2	3.1
3 すべての県公用車で喫煙可	3	4.6
合計	65	100



問7 問6で、2又は3を選択した場合にお答えください。(対象5施設)

今後取り組む県公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

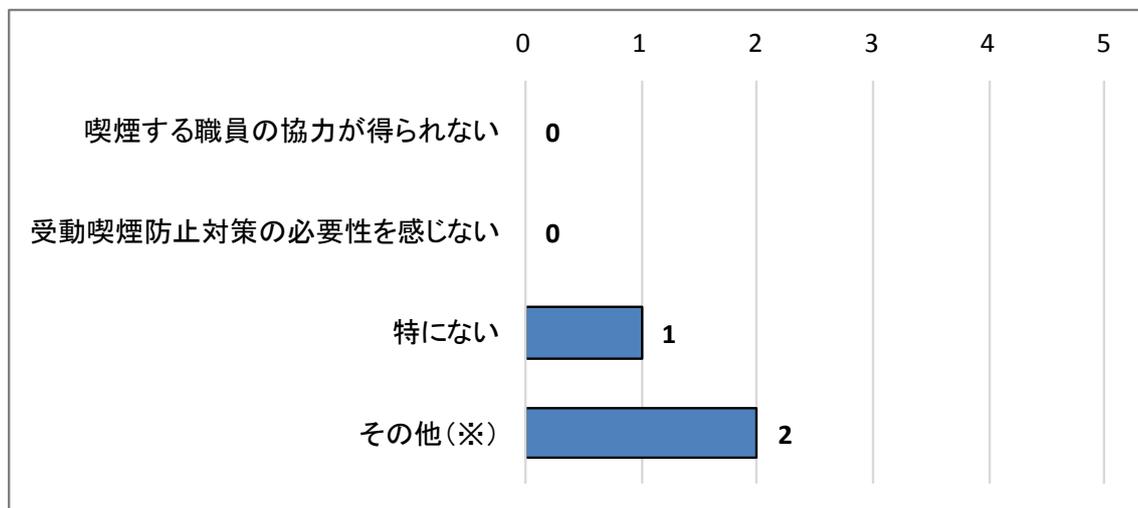
	県有施設数	割合(%)
1 すべての県公用車で禁煙に取り組む	2	40.0
2 一部の県公用車で禁煙に取り組む	0	0.0
3 特になし	1	20.0
4 その他(※)	2	40.0
合計	5	100

※その他の主な回答

- 同乗時、禁煙。
- 具体的検討までいたっていない。

問 8 問 7 で、3～4 を選択した場合にお答えください。(対象 3 施設)

県公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)



※その他の主な回答

- 極力喫煙せず、喫煙後、換気・消臭を徹底。
- 具体的検討までいたっていない。

問 9 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

※主な回答内容

- 今後はすべての公用車で禁煙を検討。
- 喫煙所は事務室から 40 m 離れた所にあり、受動喫煙の可能性は 0 と考えている。
- 当事務所が小学校敷地に隣接していることもあるため、今年度からは敷地内禁煙を徹底。
- 職員昇降口のすぐ外に設置されていた喫煙場所について、さらに距離を離して設置し直した。
- 健康管理の一貫として、喫煙者に喫煙習慣の改善を促している。
- 喫煙箇所を建物外の指定場所に限定し、施設内は喫煙禁止。
- 今年度から喫煙場所を職員及び来庁者に影響が及びにくい場所に変更（時間外出入口付近→会議棟下スペース）
- 施設内は全面禁煙とし、敷地内に 1 か所喫煙場所を設けることで受動喫煙防止対策を講じている。
- 喫煙場所周辺の施設の扉や窓を開放しないよう徹底している。
- 現在の受動喫煙防止対策アンケートを実施。今後取りまとめ、今後の対策の必要性等について検討を行う予定。
- 屋内に設置していた喫煙所を廃止し、屋外に 2 か所喫煙所を設置。

- 平成 29 年 2 月から喫煙所を削減するとともに、喫煙時間の制限を実施している。現在定期会議を開催し、敷地内禁煙に向けて検討。
- 屋外喫煙所 1 か所に絞っている。今後は、さらに敷地内禁煙に向けて検討を進める。
- 施設内の禁煙を徹底し、来館者に対しても分煙の協力をお願いしている。
- 建物内、社用車内の完全禁煙を実施。施設は来場者が多く喫煙所をなくせないため、建物外に簡易的な喫煙所を設置。現在、喫煙所に屋根や囲いを設けるなどの整備を検討中。
- 公園内に設置している 5 ヶ所の喫煙所以外での喫煙をされないよう、各所に注意喚起の看板を設置している。
- 喫煙についての注意事項（マナーについて等）を全体的に説明している。
- 利用者に対し分煙等の徹底について協力をお願いしている。
- 大会主催者に対して、①喫煙箇所の図面を渡す②受動喫煙防止のため分煙の徹底③大会主催者から大会関係者への周知と喫煙マナーの徹底をお願いしている。
- 喫煙場所が分かるように、文面と見取図を各要所に掲示している。